

結果考察

1 温対法における判断

温対法基準では、非エネルギー起源(5.5ガス)の二酸化炭素排出量が 3,000 t-CO₂ 以上の場合に「特定事業者」となるため、企業団では該当なし。

(企業団では、非エネルギー起源二酸化炭素の使用がないため。また、エネルギー起源二酸化炭素の排出量算定は省エネ法による原油換算エネルギー使用量の算定で代替するもの。)

(排出量) 平成23年度 = 2,021.89 t-CO₂ 平成24年度 = 2,827.73 t-CO₂

2 省エネ法における判断

省エネ法基準では、「灯油・軽油・ガス・電気」について算定対象となっており、特定事業者の該当数値は、1,500 kl 以上である。

企業団の算定数値(24年度)は、1,350 kl であり、特定事業者には該当せず、報告義務等も不要となった。

(使用量) 平成23年度 = 1,287 kl 平成24年度 = 1,350 kl

3 実行計画数値(独自項目)

実行計画における独自項目として、公用車の「ガソリン」及び庁舎の「水道使用量」について、温対法・省エネ法の項目に加えて二酸化炭素の削減目標を設定している。

その他の項目では、紙資源の使用量及び廃棄物(事業ごみ)の削減を設定している。

(ガソリン) 平成24年度 = 10,706 L ※ 20年比 1,962 L 増

(水道) 平成24年度 = 623 m³ ※ 20年比 58 m³ 減

(紙資源) 平成24年度 = 156,000 枚 ※ 20年比 56,500 枚 減

(廃棄物) 平成24年度 = 2,390 kg ※ 20年比 120 kg 減

結果から、「水道・紙資源・廃棄物」で削減となったものの、「ガソリン」については、増加となった。公用車の運用に関して、低燃費車導入の推進やアイドリングストップ等のガソリン使用量削減の取り組みを図る必要がある。

4 実行計画数値(総合項目)

実行計画の「数値目標」で判断すると、

- ・ 二酸化炭素排出量 … 1,945 ⇒ 1,926 t (1%削減)
平成24年度 = 2852.79 t (46.67%)
- ・ 紙資源排出量 … 212,500 ⇒ 191,250 枚 (10%削減)
平成24年度 = 156,000 枚 (△ 26.59%)
- ・ 廃棄物排出量 … 2,510 ⇒ 2,259 kg (10%削減)
平成24年度 = 2,390 kg (△ 4.78%)